

資料第 8 号

教育推進部児童青少年課

文京区青少年プラザ条例（平成二十五年条例第四十五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○文京区青少年プラザ条例</p> <p style="text-align: right;">平成二十五年十二月九日 条例第四十五号</p> <p>改正 平成二八年六月二二日 条例第三八号</p> <p>第一条から第八条まで 省略</p> <p style="text-align: center;">（使用料）</p> <p>第九条 <u>第七条第一項の規定により施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）のうち中高生に係る使用料は、無料とする。</u></p> <p>2 <u>第七条第一項の規定により施設の使用の承認を受けた者のうちその他の者は、別表第一に定める額の使用料を前納しなければならない。</u></p> <p>3 <u>第七条第一項の規定により附帯設備の使用の承認を受けた者のうちその他の者は、別表第二に定める額の使用料を前納しない。規則で定める額の使用料を前納しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（使用料の減免）</p> <p>第十条 区長は、特別の理由があると認めるときは、<u>前条第二項及び第三項の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>第十一条 省略</p> <p style="text-align: center;">（使用権の譲渡禁止等）</p>	<p>○文京区青少年プラザ条例</p> <p style="text-align: right;">平成二十五年十二月九日 条例第四十五号</p> <p>改正 平成二八年六月二二日 条例第三八号</p> <p style="text-align: center;">（使用料）</p> <p>第九条（新設）</p> <p>第七条第一項の規定により施設の使用の承認を受けた者は、別表第一に定める額の使用料を前納しなければならない。</p> <p>2 第七条第一項の規定により附帯設備の使用の承認を受けた者は、別表第二に定める額の使用料を前納しない。規則で定める額の使用料を前納しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（使用料の減免）</p> <p>第十条 区長は、特別の理由があると認めるときは、<u>前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（使用権の譲渡禁止等）</p>

第十二条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

第一三条から第十七条まで 省略

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に文京区青少年プラザの施設及び附帯設備を使用する者の使用料については、この条例による改正後の文京区青少年プラザ条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第一（第九条関係）

施設の使用料

- 一 ホール

【別記1 参照】

備考 ホールの使用単位は、次のとおりとする。ただし、二単位以上使用する場合には、引き続き使用することができる。

- | | |
|----|-----------------|
| 午前 | 午前九時から午後零時三十分まで |
| 午後 | 午後一時から午後四時三十分まで |

第十二条 第七条第一項の規定により施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

別表第一（第九条関係）

施設の使用料

- 一 ホール

【別記1 参照】

備考 ホールの使用単位は、次のとおりとする。ただし、二単位以上使用する場合には、引き続き使用することができる。

- | | |
|----|-----------------|
| 午前 | 午前九時から午後零時三十分まで |
| 午後 | 午後一時から午後四時三十分まで |

<p>夜間 午後五時から午後八時三十分まで</p> <p>二 音楽スタジオ</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>備考 音楽スタジオの使用単位は、次のとおりとする。ただし、二単 位以上使用する場合には、引き続き使用することができる。</p> <p>午前 午前九時から午後零時まで</p> <p>午後Ⅰ 午後零時三十分から午後三時三十分まで</p> <p>午後Ⅱ 午後四時から午後六時まで</p> <p>夜間 午後六時三十分から午後八時三十分まで</p> <p>別表第二（第九条関係）</p> <p>附帯設備の使用料</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 附帯設備の使用単位の一回は、施設の使用単位に対応する時間とする。</p> <p>2 附帯設備のみの使用は、認めない。</p>	<p>夜間 午後五時から午後八時三十分まで</p> <p>二 音楽スタジオ</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>備考 音楽スタジオの使用単位は、次のとおりとする。ただし、二単 位以上使用する場合には、引き続き使用することができる。</p> <p>午前 午前九時から午後零時まで</p> <p>午後Ⅰ 午後零時三十分から午後三時三十分まで</p> <p>午後Ⅱ 午後四時から午後六時まで</p> <p>夜間 午後六時三十分から午後八時三十分まで</p> <p>別表第二（第九条関係）</p> <p>附帯設備の使用料</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 附帯設備の使用単位の一回は、施設の使用単位に対応する時間とする。</p> <p>2 附帯設備のみの使用は、認めない。</p>
---	---

【別記1】

改正後 (案)

使用料		
午前	午後	夜間
二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円

現行

区分	使用料		
	午前	午後	夜間
中高生	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円
その他の者	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円

【別記2】

改正後 (案)

施設名	使用料		
	午前	午後 I	午後 II
音楽スタジオA	一、二〇〇円	一、二〇〇円	八〇〇円
音楽スタジオB	四〇〇円	四〇〇円	二〇〇円

現行

施設名	区分	使用料		
		午前	午後 I	午後 II 夜間
音楽スタジオA	中学生	六〇〇円	六〇〇円	四〇〇円
	その他の者	一、二〇〇円	一、二〇〇円	八〇〇円
音楽スタジオB	中学生	二〇〇円	二〇〇円	一〇〇円
	その他の者	四〇〇円	四〇〇円	二〇〇円

【別記3】

改正後 (案)

種別	単位	使用料
音響設備、映写設備等一式、一台又は一本	一回	六〇〇円

現行

種別	単位	区分	使用料
音響設備、映写設備等一式、一台又は一本	一回	中学生	三〇〇円
		その他の者	六〇〇円